



☎0967-62-0110
通報・相談 110

春の全国
交通安全運動

5月11日(木)から5月20日(土)までの10日間「令和5年春の全国交通安全運動」が実施されます。

運動重点

- こどもを始めとする歩行者の安全の確保
- 歩行者の交通ルール遵守の徹底
- 歩行者の安全の確保
- 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- 運転者の歩行者等への保護意識の向上
- 飲酒運転等の根絶
- 妨害運転の防止
- 二輪者運転者等に対する広報啓発
- 高齢運転者の交通事故防止
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

○自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- 自転車のヘルメット着用と改定「自転車安全利用五則」の周知
- 自転車の交通ルール遵守の徹底
- 自転車利用者等の安全確保

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



油脂類販売に伴うガソリン・灯油・軽油容器の適正利用について

ガソリンまたは混合油の容器



ガソリン用携行缶
(金属製)



KHKまたはUNマークの入った消防法適合品であること



灯油用・軽油用・水用ポリ容器には危険ですので、絶対に入れないでください!!

※ガソリンを乗用車で運搬する場合は、最大容積が22ℓ以下の金属容器(消防法適合品)に限定されています。(運搬車両であれば、60ℓ以下)

灯油の容器



- 灯油用ポリエチレン缶
- ガソリン缶(灯油と明記してください)



消防法適合品であること

軽油の容器



- 軽油用ポリエチレン缶
- ガソリン缶(軽油と明記してください)



消防法適合品であること

先月号の記載内容に誤りがありましたので、再度掲載致します。また、先月号の記載についてお詫び申し上げます。

ガソリン、灯油や軽油は、消防法上の「危険物」に該当し、その貯蔵や取扱いの方法について規制があります。これらの危険物を運搬する場合には、「性能試験に合格した容器を使用しなければならぬ」と「消防法で定められており、数量に関係なく消防法で定める規制を守らなければなりません。」

消防南部分署



☎0967-62-9034
火災・救急 119

なんでも
南部分署

自動車税種別割の納付は5月31日(水)までに

4月1日現在で自動車を所有している方へ、自動車税種別割の納税通知書を5月初めにお送りしています。納期限の5月31日までに、お近くの金融機関やコンビニエンスストア、熊本県の各広域本部、各地域振興局、自動車税事務所まで納付していただきますようお願いいたします。



令和5年度から、クレジットカード決済やスマートフォン決済アプリでの納付は、『地方税お支払サイト』を利用する必要があります。利用方法など詳しくは、納税通知書に同封のお知らせに記載している専用サイトをご覧ください。

☎ 県北広域本部総務部収税課 ☎0968-25-4116
熊本県自動車税事務所 ☎096-368-4020

軽自動車税種別割の納付は5月31日(水)までに

4月1日時点でバイクや軽自動車などを所有している方へ、納税通知書を5月上旬に送付します。5月31日(水)までにお近くの金融機関やコンビニエンスストア、高森町役場、草部、野尻出張所で納付していただきますようお願いいたします。また、スマートフォン決済アプリを利用した納付も可能です。

●障がいのある方などの減免

障がい者・生活保護受給者等の方に関しては、軽自動車税の減免があります。ただし、減免申請期間(5月8日(月)から軽自動車税納期限の5月31日(水)まで)に申請されないとその年度は減免が該当になりませんのでご注意ください。

詳細につきましては高森町役場税務課までお尋ねください。

☎ 高森町役場 税務課 ☎0967-62-1123

日本年金機構からのお知らせ



年金

国民年金の保険料は、平成16年の制度改正により、毎年段階的に引き上げられてきましたが、平成29年度に上限(平成16年度水準で16,900円)に達し、引き上げが完了しました。

その上で、平成31年4月から、次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者(自営業の方など)に対して、産前産後期間の保険料免除制度が施行されたことに伴い、令和元年度分より、平成16年度水準で、保険料が月額100円引きあがり17,000円となりました。

実際の保険料額は、平成16年度価格水準を維持するため、国民年金法第87条第3項の規定により、名目賃金の変動に応じて毎年度改定され、右記のとおりとなります。

ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください

☎ 熊本東年金事務所 ☎096-367-2503

	令和5年度
法律に規定された保険料額 (平成16年度水準)	17,000円
実際の保険料額 (前年度の保険料額との比較)	16,520円 (▲70円) ※令和4年度は16,590円